

津山市審議会等の設置及び運営に関する指針

1 目的

この指針は、審議会等の設置及び運営に関する基準を定めることにより、機能を充実し、活性化するとともに、会議の公開等によって透明性の向上を図り、市民の市政に対する理解と信頼を深め、開かれた市政の実現に資することを目的とする。

2 対象

この指針の対象とするものは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき津山市が設置する附属機関及びこれに準ずるもの（以下「審議会等」という。）とする。

3 審議会等の設置

新設について

審議会等を新たに設置しようとする場合は、既存の審議会等との調整、設置目的、設置期間について検討のうえ、設置すること。

廃止について

法令等の改正により設置の必要がなくなったもの及び所期の設置目的を達成したものは、速やかに廃止すること。

4 審議会等の委員

委員の選任について

審議会等の委員任用基準に関する規程（平成12年津山市訓令第9号）の定めるところにより、幅広い人材を任用する。

委員数について

簡素で効果的な審議会等の運営の確保及び審議の活性化を図るため、委員の定数は必要最小限とし、原則として18人以内とする。

委員の推薦依頼について

関係団体へ委員の推薦依頼をすることは、計画の策定及び事業の実施に必要不可欠と認める場合を除き、できるだけ控え、住民から広く意見が聴けるようさまざまな視点から委員を選出する。また、委員の公募についても、さらに推進する。

なお、関係団体等から推薦を受ける場合は、あらかじめ委員の任用基準について関係団体等に説明し、その理解を得ておくものとする。

5 審議会等の会議の公開

会議の公開基準について

審議会等の会議は、法令その他別に定めがある場合を除き、原則として公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、その全部

又は一部を非公開とすることができる。

ア 津山市情報公開条例（平成 11 年津山市条例第 2 号）第 7 条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合

イ 会議を公開することにより，公正かつ円滑な審議等に著しい支障が生じると認められる場合

非公開の決定について

ア 審議会等の会議の非公開の決定は，原則として審議会等の長が，当該会議に諮って行うものとする。

イ 会議の全部又は一部を非公開としたときは，その理由を明らかにするものとする。

公開方法について

ア 審議会等の会議の公開は，希望する者に傍聴を認めることにより行うものとする。

イ 審議会等は，あらかじめ傍聴を認める定員を定め，会場に一定の傍聴席及び記者席を設けるよう努めるものとする。ただし，会場の規模等やむを得ない事情があるときを除く。

ウ 傍聴の希望者が定員を超えるときは，抽選その他適切な方法により傍聴する者を決定する。

エ 会議資料は，傍聴する者に配布し，又は閲覧に供するものとする。

オ 審議会等は，会議を公開するに当たっては，会議が公正かつ円滑に行われるよう，傍聴に係る手続きを定めるとともに，遵守事項等を記載した書面を配布する等，会議開催中における会場の秩序維持に努めるものとする。

(4) 傍聴することができない者

次の各号いずれかに該当する者は，会議を傍聴することができない。

ア 銃器その他危険なものを持っている者

イ 酒気を帯びていると認められる者

ウ 張り紙，ビラ，掲示板，プラカード，旗，のぼりの類を持っている者

エ 笛，ラッパ，太鼓その他の楽器の類又は拡声器を持っている者

オ 前各号に定めるもののほか，会議を妨害し，又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(5) 傍聴者の守るべき事項

傍聴者は，係員の指示に従うとともに，次の事項を守り，静穏に傍聴しなければならない。

ア 会議場における発言に対して，拍手その他の方法により賛否を表明しないこと

- イ 会議場において発言しないこと
- ウ みだりに席を離れないこと
- エ 飲食又は喫煙をしないこと
- オ 会議場において撮影，録音その他これに類する行為をしないこと
- カ 前各号に定めるもののほか，会議場の秩序を乱し，又は会議の妨げとなるような行為をしないこと

(6) 傍聴者の退場

傍聴者は，会議を非公開とする決定があったときは，速やかに退場しなければならない。

審議会等の長は，傍聴者が前項各号の規定に反し会議の妨げとなった場合は，これを制止し，従わない場合は退場させることができる。

6 会議開催の周知

審議会等の会議を開催するに当たっては，開催の日時，場所，傍聴の手続等について，当該会議を開催する日の1週間前までに公表するものとする。ただし，緊急に審議会等が開催される場合はこの限りではない。

7 会議録の作成等

審議会等は，会議終了後速やかに，会議録を作成するものとする。会議録は，当該会議における審議内容，審議経過等を市民が十分理解できるような形式とするよう努めるものとする。

8 施行期日

この指針は，平成17年4月1日から施行する。